

労働安全衛生規則、労働省告示（S 49 公示第 3 号）に準拠

感電防止用漏電しゃ断装置の接続及び使用の安全基準に関する技術上の指針（昭和 49.7.4. 技術上の指針公示第 3 号）

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき、感電防止用漏電しゃ断装置の接続及び使用の安全基準に関する技術上の指針を次のとおり公表する。

感電防止用漏電しゃ断装置の接続及び使用の安全基準に関する技術上の指針

1 総則 1-1 趣旨

この指針は、移動式又は可搬式の電動機械機具（電動機を有する機械又は機具をいう。以下同じ。）が接続される電路（商用周波数の交流であって対地電圧 300 V 以下の電路に限る。以下同じ。）に接続する電流動作形の感電防止用漏電しゃ断装置（以下「しゃ断装置」という。）の適正な接続及び使用を図るため、これらに関する留意事項について規定したものである。

3-7 しゃ断装置の目的外使用の禁止

しゃ断装置の電動機械器具の開閉用スイッチの代わりとして使用しないこと。

※使用の際は必ず、接地をしてください。